

するを示す、故にもしその馬匹の倒死し、或はその他の不幸に遭遇することあるときは、路上相逢ふものは必らずその馬を下りて之を使人に供し、決して拒絶するか如きことあるへからず、これ彼等か常に輕快なる新馬を携さへ得る所以なりとす』と即ち急遞鋪に屬する騎馬の使者あるをとけり、(ユール、マルコ・ポロ一卷四二六頁)之と殆んと同様の記事にして、但、た、急、遞、鋪、驛、の、代、り、に、普、通、の、驛、站、を、以、て、し、また鈴をかくる代りに驛附近に至りて角、笛、を、吹、く、と、な、す、も、の、は、オドリクの記する處にして、其速力の如きは實に一晝夜の間三十日路を疾走すと云へり、此等兩者の記する處は果して之を如何に見るべきや、思ふにポロの誤まり傳ふる處にして、此の如きは先きにいひし軍務緊急に屬する使人の毎驛新馬を得て其行程を急きしものに外ならざるへし、もし然らすとせば元典章、元史等に規定せる軍務緊急の使節の騎行するものの必要を見る能はされはなり、各急遞鋪驛に存せしといへる馬匹は各驛站到存せしことの誤と見ざる可からず、吾人は寧ろオドリクの記事を以て正鵠を得たるものなりとし、之を以て元史等の記載せる緊急使節を寫せるものなりと見んとす、而して其角笛を吹くといふものも、急遞鋪卒の鈴をかくることに思ひ合はすれば、またかゝる用意は有り得べきことにして、彼の目撃して記せるところは、偶々元史等の脱漏を補なふに足るものといふへし、ポロの騎者も亦た鈴をかくるといふものはもとより誤なるへし、何となれば鈴を鳴らす所以のものは次驛に於て使人の準備を爲さしめんとするに外ならざるを以て、騎者も歩卒も共に鈴を用ゐるとせば、之を聞ける驛にては騎歩、何つれの使節を用意すべきやを知る能はされはなり、只たポロの記する所にして重んずべきは、此等の使臣の青海牌を所持せることなりとす、此牌は前述の如く殊別の特權を有するものなれば、軍務の寸時も忽かせにすへからざる使命に至りては、其中途不慮の災の起りて爲めに使命の延達せんことを恐れて